

## 誓 約 書

貴会より借用します有料幼児用品等につきまして、有料幼児用品等貸出規程の次の条項を厳守し、下記の事項を誓約いたします。

(有料幼児用品等貸出規程抜粋)

第3条 有料幼児用品等は、町内に住所を有する幼児の育成を目的とし使用する場合に限り貸出する。

第5条 有料幼児用品等の貸出期間は満6歳までとし、使用者において必要がなくなれば、速やかに返却しなければならない。

第7条 貸出を受けた有料幼児用品等は、転貸してはならない。

第8条 貸出を受けた有料幼児用品等を損傷し、又は、紛失した場合は、速やかにその旨を本会に届けなければならない。

2 第2条で定める有料幼児用品等について前項の損傷又は紛失の理由が借用者の管理不足のため生じたものであるときは、その者に対して本会は賠償を要求することができる。

### 記

1. 借用した有料幼児用品等を故意又は過失により損傷した場合は、私の責任において修理します。
2. 借用した有料幼児用品等に故障等があった場合は、直ちに報告します。
3. 借用した有料幼児用品等が不要になった場合は、直ちに返還します。
4. 借用時、返還時の有料幼児用品等については、私どもで運搬します。

令和 年 月 日

住 所  
(申請人)  
氏 名

印